

令和6年度

寒江小学校いじめ防止基本方針

目 次

1 寒江小学校いじめ防止基本方針について	1
(1) 目的	
(2) 基本理念	
2 本校のいじめの実態と課題について	1
(1) 本校の実態	
(2) 本校の課題	
3 いじめ問題への対応について	2
(1) いじめの防止のための取組	
(2) いじめの早期発見のための取組	
(3) いじめが起きたときの対応	
4 重大事態への対応について	8
(1) 重大事態の発生と調査	
(2) 調査結果の提供及び報告	
(3) 重大事態の対応についての留意事項	

2 寒江小学校いじめ防止方針

1 寒江小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立寒江小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「寒江小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うようにします。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組みます。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・本校は全学年単級の小規模校です。寒江保育所から本校に入学してくる児童が大半をしめ、幼い頃からの人間関係が固定化している傾向にあります。そのため、異学年の児童同士が関わり合う機会を多くもち、互いのよさや成長を認め合う人間関係を築くよう努めています。

(2) 本校の課題

- ・1年生から気心が知れた同じ仲間と学校生活を過ごしてきているため、人間関係の変化に乏しく、場に応じた言葉遣いができなかったり口調が強くなったりすることがあります。相手の話を聴く姿勢や他を思いやる言語環境に留意した教育活動に努める必要があります。
- ・「寒江っ子 学びの基本」を教職員・児童が共に共通理解し、継続した指導が必要です。（特に、学習への心構え、学習用具のそろえ方、学習態度等）

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実し、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的な学校生活アンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 【表1 校内いじめ防止委員会】

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・些細ないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談箱等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「生徒指導委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照①【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

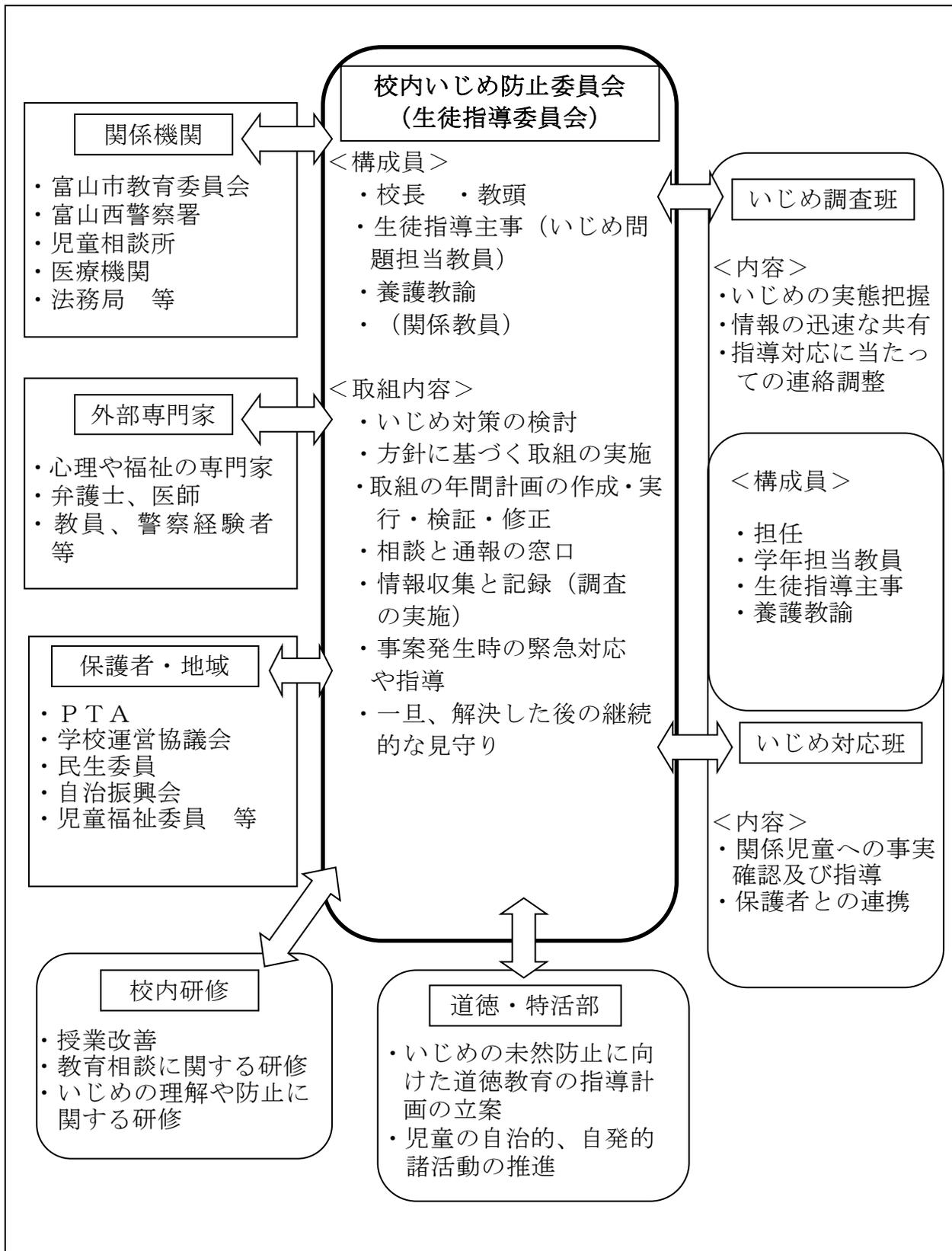
②【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。

- ・児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けることができるようにします。
 - ウ 状況に応じ、心理や福祉等の専門家による心のケアに努めるとともに、教員経験者、外部専門家、警察官経験者等の協力を得て、いじめの解消に取り組みます。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、外部専門家、警察官経験者等の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者と継続的に対話していきます。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のストレスの軽減や環境の改善に向けた指導を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局・警察の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織)



【表1 校内いじめ防止委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	酒井 春美	総 括		
教頭	中野 昌生	調査班		
教務主任	佐藤 亜希	調査班		
生徒指導主事	岡野 直美	調査班	対応班	
スクール カウンセラー	岡村 明彦	調査班	対応班	
スクール ソーシャルワーカー	必要に応じて近隣小中学校に 派遣されている SSW に支援を 要請する。			
各担任	岡野 直美、 廣瀬 夕貴、 野坂 愛弓、 松村 秀哉、 鶴岡 綜一、 池田 玲奈、 尾山 美和子、 杉山 千鶴	調査班	対応班	
養護教諭	中西 奈央	調査班	対応班	
その他関係教員	西田 美智子、中尾 靖 竹下 絵美、 武部 佳代 三日市 良美	調査班	対応班	

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等	<p>生徒指導委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解</p> <p>職員会議</p>	<p>PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発</p>	<p>事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施</p>	<p>いじめ問題に関する職員研修会①</p>	<p>生徒指導委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認</p>		
未然防止への取組	<p>いじめ実態把握調査</p>	<p>①学級づくり 人間関係づくり (縦割り班活動・運動会・なかよし遠足)</p>	<p>児童会による未然防止に向けた自治活動</p>				
早期発見への取組		<p>学期に1～2回 生活アンケート</p>	<p>教育相談週間</p>	<p>保護者学校評価アンケート</p>			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等			<p>事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施</p>	<p>いじめ問題に関する職員研修会②</p>		<p>生徒指導委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し</p>	
未然防止への取組	<p>②学級づくり 人間関係づくり (学習発表会)等</p>			<p>「人権週間」への取組</p>		<p>道徳・特別活動計画へ生かす</p>	
早期発見への取組	<p>学期に1～2回 生活アンケート</p>		<p>保護者学校評価アンケート</p>	<p>教育相談週間</p>		<p>教育相談週間</p>	

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

第1号の例示 ○ 児童生徒が自殺を企図した場合

○ 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合 等

○ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

第2号の例示 ○ 年間30日以上欠席を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

※ 「児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」

(国の方針より)

② 重大事態の疑いがあると認められる事態の報告

学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。

③ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査

市教育委員会は、学校から重大事態の疑いがあると認められる事態が報告された場合、これを市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断します。

※ 「なお、第28条で、組織を設けて調査を行う主体とは、教育委員会である。」

(国の方針より)

④ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査組織

- ・市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。
- ・市教育委員会が主体になる場合、この組織の名称を「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」とし、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとします。
- ・市教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くこととします。
- ・学校が調査の主体になる場合、調査等の迅速性が求められるため、法第22条に基づく学校組織を母体として、調査します。また、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えています。

⑤ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって

- ・学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告してもよいこととします。
- ・調査に当たっては、重大事態の疑いがあると認められる事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。
- ・市教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であることから、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、必要があれば在籍児童や教職員に質問紙調査や聴き取り調査を行います。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を考えています。

(2) 調査結果の提供及び報告

第 28 条 第 2 項

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- ・市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
 - ・学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行います。

② 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。なお、調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。

(3) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

※参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」

(平成 23 年 3 月 文部科学省)